

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2675			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	敬老週間事業費(01-04-01)							
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	46 年度	根拠	荒川区敬老品贈呈事業実施要綱				
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	<p>満百歳を迎える高齢者（以下、長寿者とする。）、並びに数え年で白寿・米寿・喜寿を迎える高齢者に対して敬老品を贈呈することにより、区内にお住まいの高齢者に対する敬意を表するとともに、御長寿とご健康をお祝いする。</p> <p>地域のレクリエーションを主催する財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、山谷地域の簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。</p>							
対象者等	<p>荒川区に住所を有する高齢者のうち、以下の要件に該当する方。</p> <p>長寿者：明治42年1月2日～明治43年1月1日生まれ 白寿：明治44年生まれ 米寿：大正11年生まれ 喜寿：昭和8年生まれ</p> <p>財団法人 城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）</p>							
内容	<p>敬老品 荒川区商店街連合会が発行する区内共通お買い物券を贈呈する。 （長寿者：50,000円、白寿：30,000円、米寿：10,000円、喜寿：5,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 白寿・米寿・喜寿の方へは、8月下旬頃（予定）から民生委員が対象者宅を直接訪問して贈呈する。 長寿者の方へは、事前に対象者に訪問による贈呈の希望の有無についての意向調査を行い、希望者は区長等が訪問し花束と敬老品を贈呈する。辞退者は敬老品のみを担当職員が訪問して贈呈する。 満百歳を超える方には、訪問による贈呈を希望した方について花束を贈呈する。 <p>山谷地域敬老会補助 財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> 敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止する。 表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止する。 長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止する。 敬老品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止して、敬老品に組み替える。贈呈の対象者に白寿を追加する。 平成11年度改正 敬老品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更する。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老品に組み替えるため贈呈の対象者に長寿者を追加する。 満百歳を超える方に対しては、訪問による贈呈を希望した方について花束を贈呈する。 山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 150,000円 平成13年度改正 240,000円（台東区と同額に変更） 							
必要性	区民の御長寿と御健康をお祝いする事業は各自治体とも重視しており、23区の中で高齢化率の高い当区にとっても必要である。							
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>敬老品</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員が、対象者宅を直接訪問して敬老品を贈呈する。 敬老品を地区民生委員別に仕分ける作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。 							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	14,535	15,823	16,365	17,510	18,918	18,876	20,759
	決算額（21年度は見込み）	14,495	15,290	15,937	16,902	17,949	18,692	20,759
	人件費			2,758	2,733	2,477	2,033	
	【事務分担量】（%）			32	32	817	24	
	合計（+）	14,495	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,759
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	14,495	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,759	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	喜寿	1,500	1,684	1,671	1,641	1,663	1,822	1,950
	米寿	510	515	493	603	620	629	668
	白寿	21	29	58	48	53	54	62
	長寿者	16	8	10	16	28	24	32

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	一般需用費	敬老品	17,505	敬老品	18,220	敬老品	20,130
		その他消耗品	100	その他消耗品	112	その他消耗品	237
		祝辞印刷	52	祝辞印刷	56	祝辞印刷	75
	役務費	入院者への郵送料	0	高齢者訪問意向調査郵送料	9	高齢者訪問意向調査郵送料	16
	委託料	祝品包装作業委託	52	祝品包装作業委託	55	祝品包装作業委託	61
	負担金補助	山谷敬老会への補助金	240	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	敬老品贈呈数	2308件	2364件	2529件	2712件		実際の贈呈件数(21年度は見込)
	対象者人数	2,358	2,423	2,596	2,712		21年度は6月10日現在

（問題点・課題）	高齢者人口の増加に伴って、敬老品を贈呈する対象者も毎年増加傾向にある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 各区で、敬老品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として祝品を贈呈している。

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者人口の増加に伴って、規模は増加するが、当面は現行のまま実施する。

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成12年三定 福祉切捨ての見直しを求める。 平成13年保健福祉委員会 長寿慶祝の会の招待者の年齢の変更についての報告（節目年齢への変更） 結果、対象年齢は従来どおり 平成13年予算特別委員会 長寿慶祝の会の開催内容について
--	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	与儀 恵子	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉事業事務費(01-07-01) 家族介護支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、
終期設定	有	無	年度	法令等	精神保健福祉法
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの情報提供や病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。 2 認知症専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。 3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実に図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。				
対象者等	1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族 2 介護サービス事業者や関係機関 3 認知症者の家族				
内容	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名） 2 認知症専門相談 精神科医師による面接相談及び訪問相談を予約制で行っている。（月5回、13～15時の2時間） ・ 認知症等の診断 ・ 専門医療機関の紹介 ・ 介護や精神保健福祉情報の提供等 3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、会の運営を支援する。				
経過	高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月5回実施している。				
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症専門相談は、高齢者等が適切な保健福祉サービスや介護サービスを受けられるようにするために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	1,241	1,238	1,245	1,239	1,239	1,624	1,589	
決算額（21年度は見込み）	1,204	1,206	1,228	1,107	1,084	1,493	1,589	
人件費			17,492	16,558	7,623	9,929		
【事務分担量】（%）			420	410	455	345		
合計（+）	1,204	1,206	18,720	17,665	8,707	11,422	1,589	
国（特定財源）				430	419	588	615	
都（特定財源）				215	210	293	307	
その他（特定財源）				418	450	570	625	
一般財源	1,204	1,206	18,720	16,602	7,628	9,971	42	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
おとしよりなんでも相談件数	4,416	4,845	5,103	5,244	5,135	8,320	7,000	
認知症相談件数	85	78	84	82	68	98	120	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	報酬	精神科医報酬	1,037	精神科医報酬	1,408	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	5	窓口消耗品	41	消耗品	65
	備品購入費			相談室用衝立	0		
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42
	共済費			公務災害負担	2		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	相談件数（認知症専門相談）	82	68	98	120	-	
	相談件数 （おとしよりなんでも相談）	5,244	5,135	8,320	7,000	-	
	会員数	75	85	90	90	-	荒川区認知症高齢者を支える家族の会

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢化が進展し、認知症や妄想性障害などの精神に疾患を持つ方が増加の一途をたどっている。しかしながら、区内には精神科を専門とする診療所が6か所、入院医療機関は皆無であり、非常に少ない現状である。 2 高齢者の精神疾患は早期に発見し、適切な治療に繋げる必要があり、区が実施する専門相談は非常に重要な役割を担っている。 3 介護サービス事業者が認知症者等の支援にあたり、高齢者専門相談を利用する事例が増えている。関係者が高齢の精神障害者の処遇について、専門的な助言指導を受けられ仕組みをつくる必要がある。 4 認知症を支える家族の会（銀の杖）の会員が高齢化しており、会員自身の介護予防に取り組みながら活動を行っている。 5 銀の杖は介護者懇談会を行い、介護や精神疾患やなどの相談を担っている。高齢者福祉課と地域包括支援センターと社会福祉協議会が支援している。また、認知症サポーター養成講座にも積極的にかかわっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
単身または家族基盤が脆弱な認知症者や妄想性障害のある高齢者が増加しており、認知症専門相談を広く周知する。	認知症高齢者を支援する介護サービス関係者や家族が専門相談を利用することで、認知症をはじめとする高齢者の精神疾患を早期に発見し、治療や介護サービスにつなぐことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者等が抱える様々な相談に適宜対応するため、高齢者に関する総合的な相談窓口を設置する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	養護老人ホーム措置(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	41 年度	根拠	老人福祉法第11条第1項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。区では都内・近県の施設に入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として65歳以上 ・経済上(生保受給者等)、環境上(簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等)の理由により、居宅において生活することが困難な者 <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請受理 ・実態調査(訪問・面接) ・入所判定委員会 ・入所(立会い・移送) <p>[入所判定委員会委員の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師2名(荒川区医師会推薦医師) ・養護老人ホーム施設長 ・荒川区保健所長 ・高齢者福祉課長 ・老人福祉指導主事(高齢者サービス調整係長) ・老人福祉担当者(ケースワーカー) <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準(平成18年1月24日 老発第0124001号「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」)に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。 ・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者又は扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。 				
経過	<p>昭和41年より、老人福祉法11条を根拠に実施。</p> <p>平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。</p> <p>平成14年4月1日 区内養護老人ホーム(千寿苑)開設。(60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠)</p> <p>平成18年4月より、法改正で外部の介護保険サービス併用可(将来的にはケアハウスの形態に転換)</p>				
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	183,237	176,567	183,606	184,396	183,147	183,452	178,564	
決算額(21年度は見込み)	182,697	176,276	178,248	165,474	174,104	183,448	178,564	
人件費			12,929	11,529	7,686	2,541		
【事務分担量】(%)			150	135	90	30		
合計(+)	182,697	176,276	191,177	177,003	181,790	185,989	178,564	
国(特定財源)	75,198	76,366	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
都(特定財源)	24,999	24,755	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
その他(特定財源)	22,248	19,197	18,359	15,768	15,872	18,891	16,807	
一般財源	60,252	55,958	172,818	161,235	165,918	167,098	161,757	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	措置件数(継続数措置件数)	91	88	89	85	85	91	90
	措置施設数	23	22	22	22	21	23	23
								5月末実績

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	支払代行事務	576	支払代行事務	597	支払代行事務	585
	扶助費	措置費	173,528	措置費	182,851	措置費	177,979

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	措置件数（3月30日現在）	85	85	91	90	-	21年度は5月末現在措置中件数
	措置実施施設数	22	21	23	23	-	21年度は5月末現在措置中施設数

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思によりで退所する事例が増えている。 <li style="padding-left: 20px;">・ 身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。 ・ 措置件数の増加により、財政負担が増している。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	被措置者との対面指導を強化する。	自己判断による退所を抑止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	特別養護老人ホーム(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第11条第2項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区における老人福祉法に規定するやむをえない事由による措置に関する要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者				
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続きを行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 また、やむを得ない事由が消滅したときには措置を解除し、契約に移行する。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと ・やむを得ない事由により入所が困難であること <やむを得ない事由> ・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合 [措置手続] ・入所申請受理 ・実態調査（訪問・面接） ・入所判定委員会 ・入所（立会い・移送） [扶助内容] ・基本サービス 利用額×1割×日数 ・保険外負担金（居住費+食費+その他措置に要する費用）×日数 ・移送費 [自己負担金] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に負担金額の納入に必要な収入が確保できなかつた場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成16年度1件 平成17年度0件 平成18年度2件 平成19年度15件 平成20年度9件				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	853	40	335	806	791	2,879	4,861	
決算額（21年度は見込み）	0	25	0	104	2,671	2,879	4,861	
人件費			11,205	11,102	12,383	9,317		
【事務分担量】（%）			130	130	145	110		
合計（+）	0	25	11,205	11,206	15,054	12,196	4,861	
国（特定財源）	0	0	0	0				
都（特定財源）	0	0	0	0				
その他（特定財源）	0	0	0	0	902	2,566	4,079	
一般財源	0	25	11,205	11,206	14,152	9,630	782	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	措置件数(21年度は5月末現在実績)	0	1	0	2	15	9	0
	措置施設数(21年度は5月末現在実績)	0	1	0	1	9	7	0

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付本人負担分	1,118	1,118	介護給付本人負担分	2,879	介護給付本人負担分	4,861
	保険外本人負担	1,553	1,553				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	措置件数	2	15	9	0	-	21年度は5月末現在実績
	措置施設数	1	9	7	-	-	21年度は5月末現在実績

問題点・課題	必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。近年措置件数が急増しており、迅速な対応が困難になっている。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） H20台東区7件、北区7件、文京実績なし 他区も、措置が必要な時期にベットを確保することができず苦慮している。

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	近隣の新規施設や空床について、定期的に情報収集を行う。	安定的な措置先の確保が見込める。
	荒川区が助成している区外12特養への措置依頼協力の連携を深める。（懇談会開催等）	さらなる連携を深めることにより、緊急時のベッド確保の協力が得やすくなる。また、他施設との情報交換の場にもなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦		
			担当者名	山根恭子	内線	2673		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	介護サービス事業費(01-02-01)							
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第10条の4			
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]						
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保を回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。							
対象者等	<p>< 高齢者緊急一時保護 ></p> <p>家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 単身で病気回復後一時的に見守りが必要になった場合 火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合</p> <p>< やむを得ない措置 ></p> <p>本人が家族などの虐待又は介護放棄を受けている場合 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合</p>							
内容	<p>[高齢者緊急一時保護]</p> <p>家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。</p> <p>[やむを得ない措置]</p> <p>措置の一環として要介護認定と同様の手続きを実施。 ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容 （1）訪問介護 （2）通所介護 （3）短期入所生活介護 （4）グループホーム入所 やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。</p> <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 <p>当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。 経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた 時点で入所時に遡及して徴収する。</p>							
経過	平成16年度2件（高齢者緊急一時保護）		平成19年度3件（高齢者緊急一時保護）		平成17年度4件（高齢者緊急一時保護）			1件（やむを得ない措置）
	平成18年度7件（高齢者緊急一時保護）		平成20年度4件（高齢者緊急一時保護）		6件（やむを得ない措置）			
必要性	<p>（高齢者緊急一時保護）</p> <p>認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。</p> <p>（やむを得ない措置）</p> <p>老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。</p>							
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>職権をもって、介護サービスを提供する「措置」であるため、原則として、区職員が対応する。 しかし、措置内容により事業者との連携を必要とする場合は、一部委託を行う。</p>							

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	300	984	1,028	1,278	1,079	1,761	1,323	
決算額（21年度は見込み）	0	185	264	834	759	948	1,323	
人件費			6,895	3,416	2,989	5,082		
【事務分担当量】（%）			80	40	35	60		
合計（+）	0	185	7,159	4,250	1,079	1,761	1,323	
国（特定財源）	0	0	0	0		0		
都（特定財源）	0	0	0	0		0		
その他（特定財源）	0	12	4	181	127	382	498	
一般財源	0	173	7,155	4,069	952	1,379	825	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
緊急一時保護件数	未実施	2	4	7	3	4	6	
緊急一時保護(延日数)	未実施	21	17	81	62	53	84	
やむを得ない措置件数	未実施	1	0	2	1	6	6	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	高齢者緊急一時保護	696	高齢者緊急一時保護	704	高齢者緊急一時保護	897	
扶助費	やむを得ない措置(在宅)	63	やむを得ない措置(在宅)	244	やむを得ない措置(在宅)	426	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	緊急一時保護件数	7	3	4	6	-	年度内保護件数
	やむを得ない措置(在宅)件数	2	1	6	6	-	年度内措置件数

問題点・課題	<p>（高齢者緊急一時保護） 保護した高齢者が感染症を有している場合、他の施設入所者へ感染させないために医療機関との連携構築を図る。</p> <p>（やむを得ない措置（在宅）） 措置をした要介護者のケアプラン作成を依頼できるケアマネジャーの確保を図る。</p>
他区の実施状況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者を保護するための緊急措置として、現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	山根恭子	内線	2673			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	生活管理指導事業費(01-12-01)							
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	有 無		年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]						
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。							
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯							
内容	<p>区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 <p>を行い、介護保険サービスに結び付ける。</p> <p>[自己負担金の徴収方法]</p> <p>単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。</p>							
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。							
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつなげていない、ゴミ屋敷清掃等）の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。							
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りです2事業者に委託。</p> <p>事業者1（大起エンゼルヘルプ） 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築30時間 緊急一時の家事援助・身体介護4時間）</p> <p>町屋、東尾久、西尾久、西日暮里 21年度見込み（生活環境改善・対人関係構築136時間 緊急一時の家事援助・身体介護26時間）</p> <p>事業者2（ケアサービス大和田） 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築56時間 緊急一時の家事援助・身体介護93.5時間）</p> <p>南千住、荒川、東日暮里 21年度見込み（生活環境改善・対人関係構築136時間 緊急一時の家事援助・身体介護26時間）</p>							
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額				1,134	1,132	953	844
	決算額(21年度は見込み)				726	701	447	844
	人件費				11,102	10,675	4,235	
	【事務分担当】(%)				130	125	50	
	合計(+)	0	0	0	11,828	11,376	4,682	844
	国(特定財源)				0			
	都(特定財源)				0			
その他(特定財源)				40	59	41	68	
一般財源	0	0	0	11,788	11,317	4,641	776	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実施件数(21年度は5月末現在実績)				15	30	19	6

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	緊急一時の身体介護	244	緊急一時の身体介護	230	緊急一時の身体介護	116	
	生活環境整備・対人関係構築	457	生活環境整備・対人関係構築	217	生活環境整備・対人関係構築	728	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	実施件数	15	30	19	6	-	21年度は5月末現在実績

問題点・課題	<p>生活管理指導を行うにあたり、事業者（ヘルパー）が要介護者宅等に入ることを、かたくなに拒否した場合の導入が難しい。また、当該高齢者を介護する家族がいないことにより、その後必要となる財産管理や介護サービス契約の締結が困難な場合が多い。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区とも、通報事例を中心に福祉的なホームヘルプを行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
当該高齢者が成年後見制度を活用する場合についての後見報酬の助成制度の活用	当該高齢者が低所得の場合でも円滑に成年後見制度に移行できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	やむを得ない措置として、現状の規模で実施する。

議会議案要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	小嶋誠	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	緊急事務管理事業費(01-14-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法(明治29年法律第89号)第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。				
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等				
内容	<p>[事務管理の開始]</p> <p>次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施するものとする。</p> <p>財産の保管、 日常的な金銭管理、 親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、 ケアマネージャー等への連絡調整、 入院、入所、通院等の対応、 その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止]</p> <p>次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>成年後見人等が付されたとき、 地域福祉権利養護事業の契約が締結されたとき、 対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、 親族・知人が財産を管理するようになったとき、 施設等に入所し、施設等が財産等を管理するようになったとき、 その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p>				
経過	現在、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続き等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備してきた。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 財産の保管と日常的な金銭管理は、荒川区社会福祉協議会に委託する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	2,650	2,650	2,650	
決算額(21年度は見込み)					2,480	2,575	2,650	
人件費					5,551	3,388		
【事務分担当】(%)					65	40		
合計(+)	0	0	0	0	8,031	5,963	2,650	
国(特定財源)								
都(特定財源)					2,480	2,575		
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	5,551	3,388	2,650	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	開始件数					11	7	11
	廃止件数					8	3	5
	管理件数					3	4	6

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	財産管理業務委託	2,480	財産管理業務委託	2,575	財産管理業務委託

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	開始件数	-	11	7	11		
	廃止件数	-	8	3	5	-	
	管理件数(3月末現在)	-	3	7	13	-	

問題点・課題	<p>成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者のための財産管理が増えていく懸念がある。</p>
他区の実施状況	<p>(実施 6 区 未実施 区)</p> <p>成年後見人選任までの暫定的な対応として実施。 台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で実施（成年後見センターへの委託も含む）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>当該高齢者が、円滑に成年後見制度に移行できるようにするための、後見報酬の助成制度を創設する。</p>	<p>当該高齢者が低所得者であっても、緊急事務管理から成年後見制度へ円滑に移行させること期待でき、かつ、継続的な支援者を確保することができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>高齢化の進行に伴い、公的な支援が必要な高齢者は今後も増加することが見込まれることから、引き続き事業の充実を図る。</p>

議会議案要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	山根恭子	内線	2673	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	高齢者虐待対策事業費(01-14-01)						
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]					
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関						
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>21年度選任精神科医師 1名 21年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 21年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会所属1名 21年度医師会推薦病院 1床</p>						
経過	平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。						
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 東京弁護士会等と対応弁護士推薦の協定 精神科医師の個別依頼 （報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/1時間、臨床心理士10,000円/1時間、精神科医師13,000円/1時間 いずれも税込み） 医療機関に対応病床の確保 （病床確保料 4,380,000円(12,000円×365日)入院実費立替費1,002,640円（深刻な身体的被虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを想定しそれが5件発生した場合の本人窓口支払経費相当額）：21年度委託料5,382,640円）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	7,148	6,443	6,443	6,379	
決算額(21年度は見込み)				4,559	5,671	5,397	6,379	
人件費				6,405	9,394	9,741		
【事務分担量】(%)				75	110	115		
合計(+)	0	0	0	10,964	15,065	15,138	6,379	
国(特定財源)								
都(特定財源)					2,645	3,221	3,221	
その他(特定財源)				236	375	1,372	1,372	
一般財源	0	0	0	10,728	12,045	10,545	1,786	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	虐待の相談件数(21年度5月末実績)				71	47	56	14
	専門的相談・対応件数				10	9	10	2
	医療保護件数				2	6	4	0

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	専門的相談・対応謝礼	662	専門的相談・対応謝礼	708	専門的相談・対応謝礼	806
	一般需用費			虐待防止パンフレット	125	虐待防止パンフレット	160
	委託料	医療保護	5,009	医療保護	4,564	医療保護	5,383
	使用料及び賃借料					高速料金（移送用）	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	虐待の相談件数	71	47	56	14	-	21年度は5月末実績
	専門的相談・対応件数	10	9	10	2	-	21年度は5月末実績
	医療保護件数	2	6 (175)	4 (70)	0	-	()は保護日数

問題点・課題	潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。 高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域連携推進会議（地域包括で地域住民・関係機関を招集し介護について話し合うつどい）の終了後等に、ケアマネ等から事例を募り関係機関で困難事例の検討会を行う。	事例検討会を開催することにより関係者の高齢者虐待に対する意識を高め、虐待ケースの早期発見を促すことができる。
地域包括支援センターと区が協同して、高齢者虐待防止対応マニュアルを作成する。	虐待に関する相談、通報が増えてきており、それらの状況も踏まえて、迅速かつ適切な対応を学ぶことができる。
対応マニュアルに基づき、緊急保護を要するケースを想定し、関係機関と介入研修等を行う。	緊急保護を要するケースは、迅速かつ適切に対応できるよう処遇技術を身につける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待を防止するためには、個々の事例研究を進め、早期発見及び相談・支援にさらに努める必要がある。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	藤代由起子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	成年後見事業費（01-18-01） （地域支援事業費）その他事業（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業	（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び
終期設定	有	無	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。</p> <p>法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。</p> <p>本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続き等を行うものである。</p>				
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続き等に関する要綱を制定。平成17年度～20年度で延べ15名の認知症高齢者の後見等開始の申立てを行った。				
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> ホームヘルパーや近隣等から相談を受けるなどにより、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等、本人の状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、登記印紙および鑑定料を納付する。 申立てに要した費用を求償するため、医師の鑑定終了後、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	244	1,402	1,402	1,016	1,632	
決算額（21年度は見込み）			233	308	230	138	1,632	
人件費			2,586	1,708	1,708	6,776		
【事務分担当】（%）			30	20	20	80		
合計（+）	0	0	2,819	2,016	1,938	6,914	1,632	
国（特定財源）			0	0		2	394	
都（特定財源）			83	0		1	197	
その他（特定財源）			107	701	701	8	382	
一般財源	0	0	2,629	1,315	1,237	127	659	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
申立件数（認知症高齢者） （21年度は5月末実績）			3	4	5	3	3	
申立手続き中								
今後手続き予定							2	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		
		主な事項		主な事項		主な事項		
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）		
報償費	弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	126
	郵便切手	24		郵便切手	16		郵便切手	35
役務費	鑑定料	100		鑑定料	100		鑑定料	800
	診断書料	80		診断書料	8		診断書料	80
公課費	収入印紙	4		収入印紙	2		収入印紙	7
	登記印紙	22		登記印紙	12		登記印紙	32
扶助費							成年後見報酬助成（低所得者）	552

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	申立件数	4	5	3	5	10	申立てにあたっては、弁護士等の専門家に相談の上で判断している。
	選定件数	4	5	3	5	10	
	選定割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

（問題点・課題）	<p>成年後見制度の活用を促進し、専門的見地から対処する成年後見センターの設置等を検討する。</p> <p>後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等による法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>荒川区社会福祉協議会内の成年後見制度推進機関とともに、低所得者等の相談も受けてもらえるNPO法人等を活用し、成年後見の取り組みをさらに広げていく。</p>	<p>後見報酬が望めない利用者の早期支援が出来ることで、区が緊急事務管理を行う期間を最小限にとどめる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会福祉協議会との協議をすすめ、法人後見も活用しながら、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

議（要質問）	<p>20年四定 ・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充</p> <p>21年予特 ・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所希望者実態調査	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	高齢者福祉事業事務費（01-07-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 14 年度	根拠法令等	特別養護老人ホーム入所調整基準		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	区内特養への入所希望者に対する実態調査を行うことによって、区内5特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。				
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月末までの申込者について、施設ごとに入所希望者名簿を作成する。 ・9月に入所希望者に対して郵送で待機者及び介護者の状況についての調査を行う。（信愛のぞみの郷は 単独で待機者の実態調査をしている。） ・10月に調査結果を緊急性と必要性を基準に数値化し、施設ごとの待機順位を決定する。 ・入所希望者に対し決定した待機順位を通知する。 ・名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。 ・回答のない者については、サービス調整係の職員が電話等により現況を確認している。 				
経過	平成14年8月、国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施した。				
必要性	公平な基準により入所を進めるため必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現況調査を、郵送回収により実施。 調査項目： 要介護度 介護者の状況 サービス利用状況 介護の困難性 待機状況 項目を数値化し順位決定 待機者へ通知				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		97	112	131	88	113	107	107
決算額（21年度は見込み）		45	52	55	45	45	46	107
人件費				2,155	2,135	2,135	1,694	
【事務分担量】（%）				25	25	25	20	
合計（+）		45	52	2,210	2,180	2,180	1,740	107
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）		30	39	42	0	0	0	0
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		15	13	2,168	2,180	2,180	1,740	107
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	入所した人数	56	60	75	76	84	77	
	調査後の申込件数		121	176	245	162	110	
	調査書送付件数	554	560	617	551	538	571	
	調査書回収件数	491	535	532	488	503	528	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	役務費	郵券	45	郵券	46	郵券	107
	消耗品費	調査用封筒	0				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	待機順位に基づき入所した割合	15.6%	16.7%	14.6%		-	順位に基づき入所した人数/調査書回収件数 (取り下げは除く)

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為が必要な要介護者の受入が困難になってきており、必ずしも待機順位どおりに入所できるとは限らない。 ・多床室のため空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。 ・身元引き受け人がいない要措置者の入所は経営上の理由から施設が敬遠し入所に結びつかない。 ・調査が年1回なので、調査後の申込者は、待機順位を獲得するのに、次回の調査時まで待たなければならぬ。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>内容の差はあるが、概ねどの区においても同様の調査を実施している。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<ul style="list-style-type: none"> ・区立特養の指定管理者の要件として、区が老人福祉法により措置する者についての受け入れに対する条件を盛り込むなど、措置者の受入のあり方について再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症単身や虐待を受けている等社会福祉上保護が必要な要介護者の入所を優先することができる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査書の内容・評価方法を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性と必要性の高い人の取り扱いの平等化がはかれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	特養待機者の増加が見込まれる中、公正かつ客観的な入所基準を確立するために、実態調査を継続する。

議会議決要旨	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先規準の導入の検討について
--------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	中谷 千春	内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	訪問指導事業費（01 07 02） 訪問型介護予防事業費（01 03 01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
	分野	生涯健康都市[]			
行政評価事業体系	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	1 特定高齢者であって、閉じこもり・うつ・認知症等により通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、介護予防指導や相談等を実施することによって、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。 2 認知症や難病その他の複雑・困難な問題を抱える世帯に保健指導を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も併せて行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者を対象とし、65歳以上は介護会計による訪問型介護予防事業とし、40歳以上65歳未満は一般会計による訪問看護指導事業として実施する。				
内容	1 疾病の予防・介護予防に関する指導 2 生活習慣改善など健康管理上必要と認められる指導 3 家庭における療養方法・介護方法・機能訓練方法に関する指導 4 家族・介護者・介護サービス事業者等への支援 5 認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と指導 6 住宅改修や療養環境に関する支援・指導 7 医療機関や介護サービス事業者等関係機関との連携や調整 8 その他、諸制度活用方法等に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。				
必要性	1 介護予防に重点を置いた特定高齢者に対する訪問指導が重要である。 2 高齢者人口の増加に伴い、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 訪問看護師に委託して実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	15,542	15,012	14,812	16,596	19,395	20,388	17,273	
決算額（21年度は見込み）	13,190	13,406	14,679	15,196	17,175	19,271	17,273	
人件費			9,719	7,139	5,880	7,566		
【事務分担当】（%）			120	98	101	100		
合計（+）	13,190	13,406	24,398	22,335	23,055	26,837	17,273	
国（特定財源）						7,189	6,411	
都（特定財源）						3,594	3,205	
その他（特定財源）						7,400	6,217	
一般財源	13,190	13,406	24,398	22,335	23,055	8,654	1,440	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	訪問看護師数	7	7	7	6	5	8	7
	新規申請者数	78	74	72	92	121	124	130
	委託訪問件数	1,302	1,323	1,478	1,547	1,425	1,682	1,750
	保健師訪問件数	869	916	695	462	424	377	400

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	非常勤職員2名	646	非常勤職員2名	4,710	非常勤職員1名	2,109
	共済費	健康保険・厚生年金	647	健康保険・厚生年金	699	健康保険・厚生年金	305
	一般貸金	臨時職員	249	臨時職員	276	臨時職員	303
	旅費	特別旅費	0	特別旅費	1	特別旅費	10
	需用費	消耗品・備品費	66	消耗品	123	消耗品	221
	役務費	郵便料	1,139	郵便料	0	郵便料	-
		訪問看護指導料	11,400	訪問看護指導料	13,456	訪問看護指導料	14,240
	委託料	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	82
		備品購入費	74				
	負担金補助及び交付金			非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	訪問件数	1,547	1,425	1,682	1,780	1,780	

（問題点・課題）	<p>1 ケアマネージャーや地域包括支援センター職員からの相談・依頼に対して、介護保険サービスに繋げるまでの基盤整備等の役割が重要になってきている。</p> <p>2 高齢者虐待や生活習慣と対人関係等の問題をもつ困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要であり、随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p>高齡化の進展及び特定高齡者選定・決定基準の緩和により、特定高齡者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を強化する。</p>
	<p>困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成を図る。</p>
	<p>改善により期待する効果</p> <p>適時・適切な対応ができる。</p> <p>より質の高い専門的支援が可能となる</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所型介護予防事業への参加が困難な特定高齡者への個別対応は重要である。 ・ 療養環境の整備と介護力の育成を図る。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者等配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	小西純一	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	その他事業（高齢者福祉課）（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠法令等	高齢者配食見守りサービス事業実施要領		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等の支援策の一環として、昼食の宅配を活用しながら、利用者についての安否の確認や見守りを行う。				
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者。 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者 身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者				
内容	月～日曜日(週7日)の昼食を配食する。(配食日数は、事前に調査をして決めるが、介護保険等のサービスを利用する日は配食は提供しない。各事業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。 配食業者が調理した食事を自宅まで届け、本人の安否の確認をする。(本人負担額350～650円：区負担額350円) 安否の確認の際に異常があれば、配食業者が区へ報告する。報告を受けた区は、緊急連絡先等に連絡する等の対応をする。				
	業者名	所在地	電話番号	本人負担額	
	食事処しむら	西尾久3-16-7	3800-0663	500円	
	(有)北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円	
	タイハイ(株)	足立区西新井5-39-13	3898-8604	500円・550円(糖尿病食)・650円(腎臓病食)	
	(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円(減塩食も含む)・550円(刻み食)	
	NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	500円	
宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	400円・350円(おかずのみ)		
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度より新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置(住民税非課税者は半額)を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。 平成13年度より配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。 業務を委託する民間業者は、年度によってその業者数に変動がある。(今年度は6業者) 平成18年度より1食当たりの自己負担額を350～650円(原則400円又は500円)とし、区は見守り代として350円を事業者に支払う。 				
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否確認や見守り等だけでなく、低栄養の状態を防止する観点からも必要性が高い。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、地域包括支援センターと民間業者とで連携して行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	28,688	12,479	11,185	9,783	8,839	8,833	8,833
	決算額(21年度は見込み)	14,421	9,761	8,211	7,693	8,453	7,572	8,833
	人件費	/	/	5,258	3,587	2,733	1,694	/
	【事務分担量】(%)	/	/	61	42	32	20	/
	合計(+)	14,421	9,761	13,469	11,280	11,186	9,266	8,833
	国(特定財源)				3,115	3,423	3,067	3,577
	都(特定財源)	10,815	7,320	6,158	1,557	1,711	1,533	1,789
	その他(特定財源)						2,972	3,467
一般財源	3,606	2,441	7,311	6,608	6,052	1,694	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	延べ食数	28,841	27,364	22,997	21,765	23,929	21,413	3,736
	利用者の登録人数		531	521	424	493	495	519
	21年度は5月期終了時点の実数である							
	実利用者数(年度末)		253	213	221	247	233	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	印刷製本費（チラシ）	78	印刷製本費（チラシ）	77	印刷製本費（チラシ）	83
委託料	配食見守り委託料	8,375	配食見守り委託料	7,495	配食見守り委託料	8,750	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	利用状況（延べ配食数）	21,765	23,929	21,413	3,736	-	21年度は5月期までの実数である。

（問題点・課題）	<p>配食業者が提供している食事の質及び量等が、低栄養予防と高齢者に配慮されたものとなっているか、検食等を通してサービス向上を図る必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態ではなく、足立区内の民間事業者である「配食サービス協力店」が配食している。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急時に迅速な対応がとれるように、業務を委託している配食事業者と地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。	緊急時において、サービス利用者へ適切な対応ができるとともに、利用者にとって必要な介護予防サービスについての選択と情報提供の機会も充実できる。
業務を委託している配食事業者に対し食事内容の助言・指導を行う。	提供される昼食の質の向上を図ることにより、利用者の栄養状態が改善できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	低栄養予防や見守りが必要な高齢者の在宅生活支援策として実施していく。

（状況）	<p>議（要質問状）</p>
------	----------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	生活機能評価事業（介護予防健診）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	今泉 厚子	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特定高齢者把握事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠法令等	介護保険法（高齢者医療確保法、健康増進法）		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	65歳以上の高齢者に対し、基本チェックリストによる事前チェック、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査を実施することにより、生活機能が低下している者（特定高齢者）を早期に把握し、介護予防を図る。				
対象者等	65歳以上の区民で、要支援・要介護状態にはないと思われる高齢者				
内容	<p>1 基本チェックリストによる事前チェック 郵送による基本チェックリストの回答から、選定した特定高齢者候補者に対し、介護予防受診券を送付する。</p> <p>(1) 高齢者医療確保法に基づく特定健診に併せて通知し、実施する。（65歳以上75歳未満） (2) 高齢者医療確保法に基づく国民健康保険健康診査に併せて通知し、実施する。（75歳以上） (3) 健康増進法に基づく無保険者（生活保護受給者）の健診に併せて通知し、実施する。（65歳以上） (4) 被用者保険加入者等の方には、介護予防健診受診券のみ郵送する。（65歳以上75歳未満）</p> <p>2 介護予防健診の内容 (1) 問診（既往歴、自覚症状等）、計測（身長、体重、BMI、血圧）、診察（身体診察、視診、触診、反復嚥下テスト）、生活機能チェックを実施し、特定高齢者候補者を選定する。生活機能検査（血球一般（色素量、赤血球数、ヘマトクリット値、血清アルブミン値、心電図）を行う。 (2) 介護予防についての総合判定を行なう。</p> <p>3 特定高齢者の決定 (1) 医師の判断に基づいて決定する。 (2) 地域包括支援センターには、高齢者福祉課から特定高齢者決定者の情報を提供する。</p> <p>4 特定高齢者への支援内容 対象者には、医療機関から地域包括支援センターへの相談を勧めもらう。また、地域包括支援センターが個別に連絡し、介護予防事業の紹介及びプランの作成を行なう。</p>				
経過	<p>18、19年度は老人保健法による基本健康診査に付随して実施した。 20年度以降、老人保健法が特定健診（40～74歳）と区任意事業としての後期高齢者健診（75歳以上）等に再編されるため、それらの健診に併せて介護保険法に基づき実施する。 21年度から、対象者にいきいき度チェックリスト（25項目のチェックリスト）を事前に送付し、特定高齢者候補者には、個別に介護予防健診受診券を送付する方法に変更して実施している。</p>				
必要性	要介護状態になる恐れの高い高齢者（特定高齢者）の抽出を行い、個別に支援を行なうことで、より効果的・効率的な介護予防を図る必要性がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 健康推進課に執行委任し、荒川区医師会に委託して実施する。事前チェックの結果から特定高齢者候補者とされた方に対して、7月から10月に実施される特定健診、または後期高齢者の健診等と同時に実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	-	85,829	74,738	
決算額（21年度は見込み）						83,652	74,738	
人件費					2,367	2,166		
【事務分担量】（%）					47	27		
合計（+）	0	0	0	0	2,367	85,818	74,738	
国（特定財源）						20,913	18,685	
都（特定財源）						10,457	9,344	
その他（特定財源）						52,282	46,709	
一般財源	0	0	0	0	2,367	2,166	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	対象者数				41,224	41,740	42,193	43,000
	受診者数				21,713	18,798	18,066	-
	受診率（%）				52.7	45.0	42.8	-
	健診からの特定高齢者把握数				124	497	317	-
	出現率（%）				0.57%	2.64%	1.75%	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費				受診券等印刷製本	614	印刷製本費
役務費				郵送料	196	消耗品費	32
委託料				生活機能評価業務委託	82,842	郵送料	4,800
賃金						生活機能評価委託料	62,187
						受診券作成等委託	3,868
						一般賃金	524

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
基本	基本チェックリスト実施率（％）	52.7%	45.0%	42.8%	50.0%	60.0%	25項目のチェックリスト実施割合
健診	健診と同時に行う生活機能評価からの特定高齢者数	124	497	3,142	2,400	2,500	高齢者の約5%を目標値として設定
介護	介護予防プラン作成数	139	255	317	350	350	地域包括支援センターによる予防プラン作成数

（問題点・課題）	<p>1 判定基準が複雑なため、生活機能評価を判定しにくい。</p> <p>2 特定高齢者に対し介護予防を目的として地域包括支援センターが支援することになっているが、受診から特定高齢者の決定までに時間を要すること、区民に特定高齢者把握事業の周知が十分されていないこと等により、地域包括支援センターが迅速な支援が開始できていない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区民や関係機関に対し、わかりやすい周知を検討する。	受診率の向上や、介護予防の自発的な取組みを促進できる。
健診の周知と併せて、生活機能評価や特定高齢者把握事業、地域包括支援センターの役割について周知していく。	特定高齢者が事業について理解し、自らが介護予防に取り組めるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	特定高齢者の決定を適切に行い、特定高齢者が自ら意欲的に介護予防に取り組めるようにする仕組みづくりが求められている。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	尿失禁予防講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	森 裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護予防普及啓発事業費（01-01-01）：講演会 通所介護予防事業費（01-02-01）：教室				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	介護保険法、健康増進法、地域保健法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	尿失禁を早期に予防・改善し、快適で活動的な生活を維持することにより、高齢者の閉じこもり予防やQOL(Quality of Life)の向上を図る。				
対象者等	尿失禁に関心がある者、尿失禁の自覚症状がある者				
内容	<p>専門家による尿失禁の予防講演会 平成20年7月16日（水） 会場 304・305会議室 講義 尿失禁予防と体操 講師 看護師 松村 美枝子 参加者 51名</p> <p>医師による尿失禁の要因等に関する講演会 平成21年2月20日（金） 会場 アクト21と共催 講義 「尿失禁の予防と治療」 講師 東京女子医科大学東医療センター 泌尿器科医師 巴ひかる 参加者 89人</p>				
経過	17年度、尿失禁予防教室を2日制で実施。参加された方の半数に自覚症状があった。 18年度は講演会を1回実施した。 20年度は講演会を2回行ない、内1回は男性の参加を可能とした。				
必要性	尿失禁は閉じこもりの誘因になりやすく偏見を持ちやすい。尿失禁について理解を促し、予防や治療について普及・啓発を図る必要がある。また、運動プログラムを各自が習得できるようにする必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 尿失禁予防に関心がある高齢者や一般区民を対象に、尿失禁予防体操を取り入れた、普及・啓発を図る。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	151	754	149	149	147	
決算額（21年度は見込み）			61	51	51	67	147	
人件費			1,034	461	793	339		
【事務分担量】（%）			12	9	19	4		
合計（+）	0	0	1,095	512	844	406	147	
国（特定財源）					12	17	34	
都（特定財源）					6	8	17	
その他（特定財源）					33	42	96	
一般財源	0	0	1,095	512	793	339	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	講演会開催回数			-	1	1	2	2
	講演会参加者数			-	84	85	140	140
	教室開催回数			2	-	1	-	-
	教室参加者数			150	-	54	-	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		教室報償費	教室報償費	20			
教室消耗品	教室消耗品費	5					
教室使用料	教室使用料	0					
講演会報償費	講演会報償費	26	講演会報償費	46	講演会報償費	46	
講演会需用費	講演会消耗品費	0	講演会消耗品費	21	講演会消耗品費	91	
講演会使用料	講演会使用料	0	講演会使用料	0	講演会使用料	10	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	講演会参加者数	84	85	130	140	150	20年度は見込み数
	教室参加者数	-	54	-		-	

（問題点・課題）	<p>1 基本チェックリストでは尿失禁になる可能性のある人は把握できないため、特定高齢者の把握ができない。</p> <p>2 ころばん体操・せらばん体操による下肢筋力の向上により、尿失禁もある程度改善可能である。</p> <p>3 尿失禁は症状があっても羞恥心から表面化されないことが多いが、ニーズは高い。</p> <p>4 対象者を女性にしてきたが男性の受講希望もあったので講座の形式を検討し、松村講師の講演会では男性の参加者を受け入れた。</p>
他区の実況	可（実施 3 区 未実施 19 区） 新宿区、品川区、板橋区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
参加しやすいように講演会を地域を分けて実施し、広く普及啓発を図る	閉じこもりなどの介護予防を図ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	尿失禁は閉じこもりの誘因になりやすいため継続して実施する。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	口腔保健教室・講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内 和彦
		担当者名	今村 共子	内線	2 6 6 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費(01-02-01) 介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法 健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者は口腔機能が低下すると、嚥下（えんげ）障害や誤嚥（ごえん）性肺炎、低栄養を引き起こしやすく、要介護状態となりやすい。これを予防するため、摂食嚥下（せっしょくえんげ）能力の低下を早期に発見し、口腔を清潔に保つことを習慣化させ、口腔機能の維持向上を図る。				
対象者等	【口腔保健教室】生活機能評価で特定高齢者と決定された者と一般高齢者 【口腔保健講演会】一般高齢者				
内容	【口腔保健教室】 高齢者クラブ・地域団体・高齢者通所サービスセンター等からの依頼を受け、または、区の介護予防事業の参加者に対して歯科衛生士が出張方式で教室を実施する。 (1) 講義 「口腔の衛生および機能向上」 (2) 実習 歯みがきの方法と義歯の手入れや咀嚼力・咬合力の判定・口腔体操など (3) 実績 72回 1,985人 【口腔保健講演会】 (1) 講演 「お口のはつらつ元気塾」 - お口から始まる健康づくり - <パート2 > (2) 講師 歯科医師 芳賀 定 (3) 日時 平成21年5月27日（水） (4) 会場 サンパール荒川 (5) 参加人数 91人				
経過	平成18年度から保健所の歯科衛生士と共同で、口腔機能向上のための事業を開始した。平成20年度は非常勤歯科衛生士と雇い上げ歯科衛生士により出張方式で実施している。				
必要性	口腔衛生の不良が及ぼす影響は、歯科疾患だけでなく、慢性の感染症等を引き起こし易い。また、咀嚼機能が低下すると低栄養となりやすい。そのため、学習に留まらず、歯みがきおよび口腔体操の実技指導により、日常生活での習慣化が期待できる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 非常勤歯科衛生士と雇い上げ歯科衛生士により出張方式で実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額				877	1,137	3,699	3,725	
決算額（21年度は見込み）				877	1,114	3,555	3,725	
人件費				803	671	329		
【事務分担量】（%）				13	17	11		
合計（+）	0	0	0	1,680	1,785	3,884	3,725	
国（特定財源）					278	901	925	
都（特定財源）					139	450	463	
その他（特定財源）					697	2,204	2,337	
一般財源	0	0	0	1,680	671	329	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	教室（回数）				59	32	72	75
	教室（参加者数）				1,823	909	1,985	2,000
	講演会（回数）				1	1	1	1
	講演会（参加者数）				50	43	44	50

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬			歯科衛生士非常勤報酬	2,176	歯科衛生士非常勤報酬	2,176
共済費			歯科衛生士非常勤共済費	262	歯科衛生士非常勤共済費	308
教室報償費	教室報償費	785	教室報償費	763	教室報償費	763
教室一般需用費	教室消耗品費	257	教室消耗品費	275	教室消耗品費	361
特別旅費					歯科衛生士旅費	14
委託料					非常勤肝炎検査等	50
備品購入費	教室備品購入費	46	教室備品購入費	41	教室備品購入費	0
講演会報償費	講演会報償費	26	講演会報償費	26	講演会報償費	39
講演会消耗品	講演会消耗品費	0	講演会消耗品費	3	講演会消耗品費	5
講演会会場使用料	講演会会場使用料	0	講演会会場使用料	9	講演会会場使用料	9

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	口腔保健教室・講演会 (回数)	60	33	72	70	75	
	口腔保健教室・講演会 (参加人数)	1,873	952	1,985	2,000	2,050	

（問題点・課題）	1 口腔機能にリスクのある特定高齢者に対して、地域包括支援センターが訪問等により、口腔保健教室に参加を勧めたところ、男性の参加者が増えてきた。一般高齢者を対象とする介護予防事業には男性参加者が少ない傾向がある中で、介護予防全般に参加する動機づけとなることが期待できる。 2 特定高齢者だけでなく、一般高齢者を対象とし、高年者クラブや地域団体などに周知を図る。 3 介護サービスを担うスタッフや介護者団体・高齢者通所サービスセンターなどの家族介護者教室などにも情報提供し、一層の普及啓発を図る。 4 特定高齢者等に対し、地域包括支援センターと連携し、実技を取り入れ、個別指導の充実を図る。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
特定高齢者把握事業において、口腔機能のリスクがある方が多いため、3日制のコースで実施し、機能評価と個別指導の充実を図る。	特定高齢者の対象者を効率的に指導することができる。
歯科衛生士により特定高齢者を対象に地域包括支援センターと連携し、介護予防プランを作成する。	口腔ケアを行うことで、栄養改善や誤嚥性の肺炎等防ぎ、介護予防の効果が期待できる。
特定高齢者としての対象者が増加し、また、地区組織や介護サービス事業者からの依頼が増えているため、歯科衛生士の確保が必要である。	口腔ケアについての知識を広く周知することは、口腔機能向上と栄養改善にとどまらず、肺炎等の病気の予防にも効果が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	咀嚼力の低下を早期に発見し、食の機能の維持向上を図る。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川ころばん体操	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	三和田 富美	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費（01-02-01） 介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 14 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者が地域の身近な会場に集まり、荒川ころばん体操を継続して行うことで、転倒を予防する。				
対象者等	一般高齢者と特定高齢者				
内容	<p>1 荒川ころばん体操 転倒予防を目的とし、身体の筋力アップやバランス感覚の向上、歩行能力の改善を図る体操で1回18分である。 (1)会場：ひろば館、ふれあい館、高齢者施設、旧小中学校の体育館等、区内22か所で実施している。 (2)プログラム：1回1時間30分程度で、会場ごとに独自のレクリエーションを行なっている。21会場では荒川せらばん体操を実施している。 (3)参加者の状況に合わせて座位版転倒予防体操である「ころばん体操ちえあばん」を実施している。 体力測定：体操の効果を評価するため、握力、開眼片脚立位、10メートル歩行速度のなどの測定を年1回実施している。 (4)各会場に自動血圧計を設置し、参加者には血圧に関する健康講話を行い、血圧測定を実施している。</p> <p>2 荒川ころばん体操キャラバン隊 ころばん体操のさらなる普及啓発を図るため、キャラバン隊を結成し、区内外のイベント等に出向き体操の実演、体験談、キャンペーン・グッズの配布を行っている。</p> <p>3 転倒予防体操交流会 ころばん体操を広く区民にPRするため、大交流会を実施している。 (1)テーマ「笑って、私も、若返り」 (2)21年1月30日（金） (3)内容 講師は落語家三遊亭王楽氏、ころばん体操リーダーによる「脳と体が元気になるレクリエーション」 (4)実績 参加人数 494人</p> <p>4 荒川ころばん体操ちえあばん 20年7月に、虚弱な高齢者が座ったまま安全に行える体操を首都大学東京健康福祉学部が開発し、各会場で実施している。21年度には、ちえあばんのDVD、ビデオを新規に作成し、さらなる普及啓発に努める。</p>				
経過	<p>1 平成14年に区、区民及び首都大学東京健康福祉学部が共同して、荒川ころばん体操を開発した。 2 平成15年度から荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し、区内の各会場で体操の普及活動を行った。 3 平成18年度に全国体操予防体操サミットを開催した。 4 平成19年度にころばん体操キャラバン隊を結成した。 5 平成20年にころばん体操「ちえあばん」を開発した。</p>				
必要性	高齢者の転倒による骨折は、寝たきりや要介護状態となるおそれがあるため、転倒を予防することは介護予防に効果がある。				
実施方法	(1直営) 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 各会場における運営は荒川ころばん体操推進リーダーが行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	583	415	1,626	1,899	4,051	4,325	6,049	
決算額(21年度は見込み)	95	370	1,604	1,401	4,272	3,954	6,049	
人件費			4,999	4,064	7,869	7,264		
【事務分担当量】(%)			58	80	140	100		
合計(+)	95	370	6,603	5,465	12,141	11,218	6,049	
国(特定財源)				475	930	636	1,512	
都(特定財源)	70	321	1,223	238	465	318	756	
その他(特定財源)				588	2,325	3,000	3,781	
一般財源	25	49	5,380	4,164	8,421	7,264	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実施会場数		13	18	20	20	21	22
	参加者数(実人数)		1,316	1,418	1,435	1,365	1,444	1,500
	参加者数(延べ人数)		35,462	44,000	54,753	55,559	54,850	60,000
	キャラバン隊(実施回数)					10	16	15

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	体力測定謝礼	1,173	体力測定謝礼	1,366	体力測定謝礼	1,320
	一般需用費	消耗品	2,215	消耗品	967	消耗品	1,032
	使用料及び賃借料	会場使用料	122	会場使用料	68	会場使用料	80
	備品購入費	椅子用台車・ワイヤスライク	210				
	報償費	キャラバン隊員謝礼	383	キャラバン隊員謝礼等	328	キャラバン隊員謝礼等	676
	需用費			キャラバン隊消耗品	859	キャラバン隊消耗品・パン印本等	1,425
	使用料及び賃借料			キャラバン隊交流会	114	キャラバン隊交流会	86
	委託料	DVD複製委託料	169	介護予防パンフレット	252	DVD作成委託	1,430

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	実施会場数	20	20	21	22	23	
	参加者数（実人数）	1,435	1,365	1,444	1,500	1,550	
	参加者数（延べ人数）	54,753	55,559	54,850	60,000	65,000	延べ人数の増加、一人あたりが複数の会場に参加している数の増加を表す。

（問題点・課題 指標分析）	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防事業の拡充によりころばん体操リーダーの需要が増えていること、またリーダーの高齢化などにより、リーダーの活動者数が不足している。 2 参加者が増加しているため、会場が手狭になったり、区全域にバランスよく確保できていないために、参加したくてもできない高齢者がいる。今後さらに介護予防を普及していくためにも会場の確保が重要である。 3 空調設備がない会場では、夏冬の参加者が減少したり、血圧や脱水などを起こすおそれがあり、体調管理が問題となる。 4 参加者やリーダーの事故防止と生活習慣病をはじめとする健康管理に取り組む必要がある。 5 男性参加者が約7%であり、男性が参加しやすい環境づくりを検討する必要がある。
実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	ころばん体操会場の確保にむけて新規ひろば館やその他の民間の施設を含む空きスペースをもつ施設への働きかけを行う。	参加者を増やせるばかりでなく、普及・啓発につなげることが可能である。
	リーダー養成講座に受講する人数を増やすために、チラシや区報、ホームページだけでなく、高年者クラブなど他団体へもPRする。また、実施回数や時期などの検討を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーとして参加することの動機づけにつながる。 ・活動しているリーダー数の増加
	空調設備がないところには、扇風機などの設置を検討する。	参加者やリーダーが安全にころばん体操に参加できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護予防の周知を図るため、ころばん体操の一層の普及を推進する。

況議 （要 質 問 状）	平成16年二定 介護予防の推進について
	荒川ころばん体操の成果と区民への周知について
	平成18年二定 高齢者が元気になる介護予防の推進について
	平成21年一定 介護予防事業に男性が積極的に参加できる環境整備について

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川せらばん体操		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦		
			担当者名	三和田 富美	内線	2666		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費（01-02-01）							
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	16	年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有	無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	介護予防の推進[02-02]						
目的	一般高齢者・特定高齢者・要介護者を対象に下肢筋力の向上を図り、高齢者のQOL(Quality of Life)を高め、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態の軽減を図る。							
対象者等	要介護状態になる恐れのある高齢者（特定高齢者）、虚弱な高齢者（要支援、要介護度1・2の方など）を対象とする。							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 マシンを使わない筋力トレーニングであり、個人の下肢筋力に合わせて、リハビリ用に開発されたラバー製の帯（セラバンド）の強度を選択し、小集団で体操を行う。 2 荒川ころばん体操会場のうち、21会場において実施している。 3 21年度には、荒川せらばん体操・ころばん体操ちえあばんのDVDとテキストをテキストを作成し、一般区民・介護サービス事業者に周知する。 							
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 せらばん体操は平成16年度にマシンを使わない筋力トレーニングとして、首都大学東京（以下、大学）と区が共同で開発した。 2 平成16年～18年度には区立在宅高齢者通所サービスセンター（以下高齢者通所SC）10か所に委託方式で合計14コースを実施した。1コースの期間を、週2回で3か月間とした。 3 事業の効果評価として、実施前と実施後に体力測定やアンケートを行い体操の効果を検証した。 4 平成19年度から高齢者通所サービスセンターに対してフォロー教室を実施した。また、介護サービス事業者向けに講習会を実施している。 5 20年度は介護保険課との連携により、介護サービス事業所の職員向けの講習会を実施した。内容はせらばん体操・ころばん体操ちえあばん・ばん座位体操の荒川区のオリジナル体操の普及啓発を図った。 							
必要性	特定高齢者及び虚弱高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、一般高齢者の筋力向上にも効果がある。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護サービス事業者を対象とした講習会を実施している。また、荒川ころばん体操・おたっしゃランチ・おげんきランチの会場でもせらばん体操を取り入れている。							

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	2,020	10,876	4,603	574	165	0	
決算額（21年度は見込み）		4,531	6,351	5,702	335	139		
人件費			2,069	2,031	1,110	412		
【事務分担当】（%）			24	49	15	7		
合計（+）	0	4,531	8,420	7,733	1,445	551	0	
国（特定財源）		1,010	3,180	1,151	83	56		
都（特定財源）		505	1,589	575	41	28		
その他（特定財源）				1,427	252	55		
一般財源	0	3,016	3,651	4,580	1,069	412	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	教室実施回数(コース数)		3	6	5	-	-	
	参加者数(延人員)		1,520	3,032	2,900	-	-	
	フォロー実施会場数		-	-	-	8	-	
	講習会実施		-	-	-	2	2	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料						
	報償費	体操フォロー	207				
		講習会	46	講習会	46	講習会	0
	使用料及び賃借料	講習会会場使用料	0	講習会会場使用料	0	講習会会場使用料	0
	一般需用費	消耗品費	82	消耗品費	93	消耗品費	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	教室参加者数	154	-	-			委託は18年度で終了
	フォロー教室実施会場数	-	8	-			19年度で終了
	講習会参加者数	-	9	43			介護予防事業所職員対象に実施

（問題点・課題 指標分析）	<p>1 委託による実施は18年度で終了したため、19年度からは介護者サービス事業者が継続して実施していくよう支援していく必要がある。</p> <p>2 他の事業者が予防給付のメニューとして実施できるような体制づくりが必要である。</p> <p>3 一般高齢者や特定高齢者を対象に広く普及・啓発につとめてきた。21年度からは、ころばん体操の各会場や介護サービス事業所でも実施し、定着化してきたので、当課が企画する講習会は20年度で終了する。</p> <p>4 21年度にはせらばん体操・ころばん体操・ちえあばんのDVDと解説書等を作成し、普及啓発に努めるとともに、体操指導の依頼に対応する。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業者が予防給付として実施出来るよう普及啓発を行う。	マシンを使わない筋力向上トレーニング事業として、事業者が継続実施することにより、予防給付対象者の介護予防を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区事業としては、ころばん体操と同時に実施しており、今後も現行どおりの方法により実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	ふれあい健康教室		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦																																								
			担当者名	福原 理華	内線	2666																																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費(01 02 01)																																													
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業																																									
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法																																									
終期設定	有	無	年度																																											
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																												
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																												
	施策	介護予防の推進[02-02]																																												
目的	区民に身近なひろば館やふれあい館で軽易な体操や簡単なゲーム等を行うことによって、高齢者の閉じこもり予防や健康づくりを推進する。																																													
対象者等	特定高齢者・虚弱高齢者																																													
内容	<p>1 実施状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>会場</td> <td>小沼</td> <td>荒木田</td> <td>瑞光</td> <td>西尾久</td> <td>西日暮里</td> <td>町屋2</td> <td>南千住5</td> <td>東日暮里</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>実施回数（回）</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>参加 19年度</td> <td>157</td> <td>361</td> <td>105</td> <td>163</td> <td>110</td> <td>150</td> <td>32</td> <td>88</td> <td>1,166</td> </tr> <tr> <td>延人数 20年度</td> <td>167</td> <td>414</td> <td>92</td> <td>168</td> <td>126</td> <td>135</td> <td>92</td> <td>93</td> <td>1,266</td> </tr> </table> <p>2 ひろば館は月1回、ふれあい館は月2回実施している。</p> <p>3 教室の運営はふれあい健康リーダーが行なう。 （リーダーの役割：会場設営、受付、グループワーク・体操・ゲームの実施、後片付け、実施録記入及び報告）</p> <p>4 健康運動士を年60回雇い上げ、高齢者の安全な運動の進め方やストレッチなどの指導を取り入れている。</p>						会場	小沼	荒木田	瑞光	西尾久	西日暮里	町屋2	南千住5	東日暮里	計	実施回数（回）	12	24	12	24	12	12	12	12	120	参加 19年度	157	361	105	163	110	150	32	88	1,166	延人数 20年度	167	414	92	168	126	135	92	93	1,266
会場	小沼	荒木田	瑞光	西尾久	西日暮里	町屋2	南千住5	東日暮里	計																																					
実施回数（回）	12	24	12	24	12	12	12	12	120																																					
参加 19年度	157	361	105	163	110	150	32	88	1,166																																					
延人数 20年度	167	414	92	168	126	135	92	93	1,266																																					
経過	<p>1 13年度から、公衆浴場の協力を得て開始した。15年度からは浴場のほか、ひろば館でも実施した。</p> <p>2 18年度からは会場が狭く参加者が少ないため、公衆浴場を中止し、ひろば館とふれあい館で実施している。</p> <p>3 南千住5丁目ひろば館は参加者数が少なく、近くでふれあい粋活サロンの実施会場があることから、20年度で終了した。</p>																																													
必要性																																														
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1 社会福祉協議会に事業を委託し実施している。</p> <p>2 会場の確保・リーダー育成・リーダーフォローは区が行なう。</p>																																													

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	1,666	2,210	2,207	895	901	901	850
	決算額（21年度は見込み）	1,557	2,210	2,170	894	884	899	850
	人件費			1,034	171	171	169	
	【事務分担当量】（%）			12	2	2	2	
	合計（+）	1,557	2,210	3,204	1,065	1,055	1,068	850
	国（特定財源）					221	225	212
	都（特定財源）		1,657	1,627		110	113	106
	その他（特定財源）					553	561	532
一般財源	1,557	553	1,577	1,065	171	169	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実施会場数		15	15	8	8	8	7
	参加者数（延べ人数）		1,266	1,217	1,084	1,166	1,266	1,200
	ふれあい健康リーダー数（年度末）		18	18	14	17	16	16

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	教室運営委託	884	教室運営委託	899	教室運営委託	850

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
実施会場数		8	8	8	7	7	21年度 ひろば館 4か所×月1回 ふれあい館 2か所×月1回 ふれあい館 1か所×月1回
参加者数（延人員）		1,084	1,166	1,266	1,150	1,200	参加延人員
ふれあい健康リーダー数		14	17	16	16	16	

（問題点・課題）	<p>1 開催頻度が月1回の会場は習慣化されにくい面がある。</p> <p>2 ひろば館は2階が畳であり、階段や畳は膝痛などが多い虚弱高齢者には利用しづらく、転倒等の危険性もある。</p> <p>3 類似した事業として、社会福祉協議会が行なっているふれあい粋・活サロンがある。両事業とも、閉じこもり予防や地域住民の交流を目的としている。ふれあい健康教室では健康体操を実施している点が、ふれあい粋・活サロンと異なっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
月2回実施できるひろば館やふれあい館の確保	高齢者の閉じこもり防止のため、より身近な場所での実施することにより、虚弱高齢者や特定高齢者にも参加しやすい。
参加者が少ない会場について、その原因を明らかにし、実施会場の変更などを検討する。	参加者数が増え、より効果的な事業とすることができる。
ふれあい健康教室とふれあい粋・活サロンの統合を視野に入れ、社会福祉協議会やリーダーと検討していく。	ふれあい健康教室で蓄積された豊富なプログラムと、粋・活サロンの地域ネットワーク形成が組み合わせられて、より魅力ある閉じこもり予防事業の展開ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	高齢者の閉じこもり防止のため、身近な場所で行っていく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	学校給食を活用した高齢者会食サービス 事業費（おたっしランチ）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	福原 理華	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費（01 02 01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 16 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有 無 年度	計画区分	計画	非計画	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	区立小学校のランチルームで高齢者にバランスのとれた給食を提供するとともに、ころばん体操やせらばん体操を行い、高齢者の健康維持と閉じこもりの予防、孤独感の解消を図る。また、高齢者と児童との世代間交流を実現する。				
対象者等	学校へ自力で往復できる特定高齢者及び虚弱高齢者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施校で週1回20食を上限に給食を提供する。 2 時間と内容 11時30分（自己紹介、グループワーク、手遊び等のゲーム、歌） 11時50分（ころばん体操・せらばん体操） 12時10分（手洗い、トイレ休憩、配膳準備） 午後 0時20分～1時（食事） 準備・後片付けは10時30分～13時30分、月1回程度児童との会食会を実施する。なお、参加児童数、学年は各学校で決定する。 3 費用は1回につき参加費300円を徴収する（食材料費相当） 4 給食費の支払いは高齢者分は当日、欠席分及びリーダー分は高齢者福祉課より翌月に支払う。 5 ランチリーダーには謝礼として（@840円×3時間）を支払っている。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 17年2月から1校で試行的に実施し、17年9月から5校に拡大した。 2 18年9月からは新たに4校が実施し、合計9校となる。 3 19年9月から新たに3校が実施し、合計12校となる。 平成17年2月～（宮前小学校） 平成17年9月～（第二峡田小学校、第七峡田小学校、第六日暮里小学校、汐入小学校） 平成18年9月～（第五峡田小学校、尾久小学校、尾久第六小学校） 平成19年2月～（第二日暮里小学校）、平成19年3月で汐入小学校は終了 平成19年5月～（第三瑞光小学校） 平成19年9月～（尾久西小学校、第九峡田小学校、第六瑞光小学校） 				
必要性	介護予防を目的とした地域支援事業として、閉じこもり予防や栄養改善等を目的に実施する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） おたっしランチリーダー養成講座を実施し、講座を受講した区民がおたっしランチリーダーとして運営を担っている。一校につき5～6名が担当し毎回3名が輪番で行う。随時、リーダー連絡会やフォロー教室を実施する。参加者の決定は区及び地域包括支援センターが行う。また、ランチ実施校の栄養士と教育委員会及び高齢者福祉課とで年に1回、連絡会を実施している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	64	1,987	6,306	6,463	5,431	5,552	
決算額（21年度は見込み）		64	777	3,043	4,649	4,110	5,552	
人件費			3,189	2,278	4,135	4,703		
【事務分担量】（%）			37	31	89	84		
合計（+）	0	64	3,966	5,321	8,784	8,813	5,552	
国（特定財源）				760	1,162	1,026	1,388	
都（特定財源）			388	380	581	513	694	
その他（特定財源）						2,571	3,470	
一般財源	0	64	3,578	4,181	7,041	4,703	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実施校数		1	5	9	12	12	12
	実施延べ回数		6	127	252	386	412	420
	参加実人員		18	79	179	169	220	230
	参加延べ人数		82	1,305	2,378	4,075	5,513	5,500

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	ランチリーダー謝礼	2,903	ランチリーダー謝礼	3,002	ランチリーダー・体力測定謝礼	3,837
賄費	欠席者分、リーダー分	768	欠席者分、リーダー分	835	欠席者分、リーダー分	1,296	
一般需用費	消耗品	978	消耗品	273	消耗品	419	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	実施会場数	9	12	12	12	12	
	参加実人数	179	169	220	230	230	
	体力測定実施人数	50	200	216	220	220	BMI、歩行速度、握力等 老研式生活活動能力指標

問題点・課題 (指標分析)	1 小学校の生徒数を勘案し、高齢者に提供する食数を確保できること、またランチルームが1階または、2階にあるなど、高齢者に配慮した条件を確保できるのは12校であり、実施校を増やせない現状である。
	2 おたっしランチは平成16年度に開始されたが、平成18年度からは特定高齢者を対象としており、軽度の認知症や転倒のリスクがある方も参加しており、個別に見守る必要性が出てきた。 3 運営は高齢者の有償ボランティアであるおたっしランチリーダーが担っており、参加者の事故や体調不良など対応できないことがある。このため、運営方法、職員の配置などを検討する必要がある。
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
参加者の虚弱度より運営に安全面での配慮が不可欠となっており、運営のあり方について、見直しをしていく。	参加者の安全を守り、高齢者ボランティアの負担が軽減される。
特定高齢者として、新規参加者が加入を希望した場合に、受け皿がなくなる可能性がでてきた。既に参加されている方の状態を見極め、定期的に卒業が可能な方を判定する会議を検討していく。	特定高齢者の受け皿として、効率よく機能していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	高齢者の閉じこもり予防や栄養改善とともに運動機能向上のために実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者施設を活用した高齢者会食サービス事業費（おげんきランチ）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	福原 理華	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者通所サービスセンターで高齢者に食事を提供するとともに、歌やゲーム、健康体操を行い、高齢者の低栄養予防、健康維持・増進、閉じこもり予防、孤独感の解消を図る。				
対象者等	施設に自力で往復できる特定高齢者・虚弱高齢者				
内容	<p>1 各会場で週1回給食を提供している。</p> <p>南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター 水曜日 11時～13時</p> <p>グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター 月曜日 11時30分～13時30分</p> <p>花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター 水曜日 11時30分～13時30分</p> <p>東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター 木曜日 11時～13時</p> <p>西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター 水曜日 11時～13時</p> <p>サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター 火曜日 11時～13時</p> <p>町屋在宅高齢者通所サービスセンター 水曜日 11時～13時</p> <p>2 プログラム 自己紹介、グループワーク、手遊び等のゲーム、歌など(30分間) ころばん体操、せらばん体操(30分間) 食事、食後のお茶、次回の案内(60分間)</p> <p>3 食事の提供（参加費は500～600円を食費として施設に直接支払う） 事前予約制なのでキャンセル料が発生する時もある。</p> <p>4 事業運営は施設、健康運動士やランチリーダーに施設から協力依頼している。</p> <p>5 事業の効果判定のため、年に2回、体力測定とアンケートを実施する。</p>				
経過	平成17年2月から学校における高齢者会食サービス（おたっしやランチ）を実施しているが、高齢者にとって身近な会場に参加したいとの要望があり、18年6月から高齢者施設で開始した。				
必要性	介護予防を目的とした地域支援事業として、閉じこもり予防や栄養改善を目的に実施する。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区立在宅高齢者通所サービスセンター7か所に委託して実施する（20年度委託契約額計4,269,007円） 委託先は18・19年度はグリーンハイム荒川、西日暮里通所サービスセンター、南千住中部通所サービスセンター、東日暮里通所サービスセンター、花の木ハイム荒川である。平成20年度はサンハイム荒川を加えた6か所で実施。平成21年度は町屋在宅高齢者通所サービスセンターで新規に実施し、合計7か所となる。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	3,586	4,270	4,880	6,032	
決算額（21年度は見込み）				3,185	3,778	4,371	6,032	
人件費				342	427	339		
【事務分担量】（%）				4	5	4		
合計（+）	0	0	0	3,527	4,205	4,710	6,032	
国（特定財源）				796	944	579	1,508	
都（特定財源）				398	472	290	754	
その他（特定財源）						3,502	3,770	
一般財源	0	0	0	2,333	2,789	339	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実施会場数				5	5	6	7
	実施延べ回数				198	247	284	336
	参加実人員				70	71	85	95
	参加延べ人員				1,378	1,843	2,215	2,500

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	サービスセンター業務委託	3,778	サービスセンター業務委託	4,371	サービスセンター業務委託	6,032

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	実施会場数	5	5	6	7	8	1箇所10名程度まで
	参加人数	70	71	85	95	100	実績は平成20年4～12月
	体力測定実施人数	36	41	49	50	50	BMI 歩行速度 握力 老研式生活活動能力資料等

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 施設を問わず会食会を実施している区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターとの連携を図る。	対象者の選定やフォローが介護予防プランの中に位置づけられ、適時、適切に対応できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	高齢者の閉じこもり予防や栄養改善を図るために実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	認知症予防教室・講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	与儀 恵子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費（01-02-01） 介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	1 認知症予防についての教室及び講演会を開催し、認知症の発症を抑制・遅延させる活動の実践を促すとともに、認知症予防活動グループの組織化を支援する。 2 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。 3 高齢者の学習意欲を支援し、脳の活性化を図ることにより、認知症予防に取り組む機会の拡大を図る。				
対象者等	区内在住・在勤の方。予防教室は特定高齢者であって認知症リスクのある方も対象とする。				
内容	1 認知症予防教室 専門家による講義やグループワークなどの実技を行う。 受講後、認知症予防活動グループづくりを支援し、21年6月現在、園芸・料理・旅行・ミニコミ誌などの9グループが活動している。 20年度実績：5回実施、184名参加 2 認知症講演会 認知症の予防・認知症の理解と介護についての講義と情報提供 認知症サポーター劇団・あら笑座による上演「誰かいるだけで」 20年度実績：3回実施、228人 3 脳の健康教室 高齢者が日常生活の中に「簡単な読み書き・計算」を習慣化し、認知症を予防するための教室を開催する団体に 対し、運営経費の一部を補助する。 教室運営を補助するための学習サポーターを確保するための説明会と研修会を実施した。 説明会：平成21年6月30日 参加者数（25名） 研修会：21年7月7日 参加者数（19名） 教室の学習期間は週1回・6か月間（全24回）である。 20年度は2か所の在宅高齢者通所サービスセンターで実施し、21年度は1か所増やして実施する。 20年度：西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター・町屋在宅高齢者通所サービスセンター 21年度【新規】荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター				
経過	1 平成13年度から予防教室は年1～2コース実施してきており、認知症予防活動グループは、8グループが活動している。 2 講演会は認知症予防のための講演会と介護講演会を実施してきている。 3 高齢者通所サービスセンターにおいては通所者の家族を対象に介護者教室を行っているが、一般住民の理解も必要であり、介護に関する講演会を実施する。 4 脳の健康教室は、平成20年にモデル事業として開始した。				
必要性	1 高齢化の進展とともに認知症の方は増加しており、認知症予防を図ることが重要である。 2 教室への参加は認知症予防にとどまらず、閉じこもりを予防し、交流の場を提供する機会となるので必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 予防教室終了後、認知症予防活動グループを立ち上げ、グループ活動支援を行う。 2 脳の健康教室は実施団体に対して、80万円を上限として教室の運営費を補助する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額		370	521	353	382	3,969	2,805	
決算額（21年度は見込み）	280	288	299	231	305	1,545	2,805	
人件費			6,033	3,409	2,684	3,620		
【事務分担当量】（%）			70	50	52	52		
合計（+）	280	288	6,332	3,640	2,989	5,165	2,805	
国（特定財源）					224	393	701	
都（特定財源）					38	197	350	
その他（特定財源）					43	955	1,754	
一般財源	280	288	6,332	3,640	2,684	3,620	0	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予防教室開催回数		6	5	5	5	5	5	
予防教室参加者数		253	229	116	188	184	200	
講演会開催回数		1	3	3	2	3	3	
講演会参加者数		69	229	200	234	228	250	
脳の健康教室参加者数（延べ人数）						685	1,536	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	教室報償費	講師謝礼	96	教室等講師謝礼	452	教室等講師謝礼	202
	教室使用料	使用料・賃借料	0	教室等会場使用料	0	教室等会場使用料	6
	教室需用費	消耗品	50	消耗品	53	消耗品	28
	講演会報償費	講師謝礼	85	講師謝礼	108	講師謝礼	112
	講演会使用料	使用料・賃借料	13	会場使用料	0	会場使用料	14
	講演会需用費	消耗品	61	消耗品	37	消耗品	43
	負担金補助金及び交付金			補助金	895	補助金	2,400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
指	認知症予防活動グループ数	9	8	9	9	9	20年度に新規に結成されたグループ数は1グループである
	認知症予防教室参加者数	116	188	184	200	200	
	講演会参加者数	200	234	228	250	250	
標	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター			370	432		くもん教材数量 (21年度は見込み)
	町屋在宅高齢者通所サービスセンター			315	384		くもん教材数量 (21年度は見込み)
	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター				720		くもん教材数量 (21年度は見込み)

（問題点・課題）	<p>1 認知症予防を目的とした自主的なグループ活動にするため、既存のグループの活動強化に向けての働きかけが必要である。</p> <p>2 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが予想される。さらに、認知症について普及啓発を図ることが重要である。</p> <p>3 学習サポーター（有償ボランティア）を確保することが難しい。</p> <p>4 脳の健康教室の運営に適した広さを確保することが難しい。（定員6人の場合、3個の机と別に休憩室が必要となる）</p> <p>5 教室は週1回であるが、教材は1週間分があるため、残りの6回分は自習となる。そのため、学習意欲がないと認知症予防に繋がらない。</p>
----------	---

他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
	<p>1 認知症予防教室・講演会は22区が実施している。</p> <p>2 脳の健康教室は13区において実施されているが、その状況には差異がある。 （教室の開催、予防プログラムの決定、運営費の補助等） 葛飾・練馬・板橋・北・豊島・大田・目黒・品川・墨田・台東・新宿・港・千代田</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	認知症予防について、特定高齢者把握事業の受け皿として効果的な活用を行う。	認知症予防について広く普及啓発でき、より早期の予防活動や受診に繋げることができる。
	家族会や介護団体等の関係団体と連携・協力していく。	認知症高齢者や家族の理解について、普及啓発できる。
	学習サポーター確保のために、募集期間を長くするとともに、今回参加したサポーターに、引き続き学習サポーターを継続していただけるよう、事業の実施が決まり次第依頼する。	学習サポーターを多く確保することにより、教室が円滑に作用して、サポーターの負担を軽減することにより、事業の継続が容易になる。
	20年度はモデル事業として、2箇所の施設で実施した。本格的に本事業を実施していくために、他の実施団体にも参加を呼びかけていく。	実施施設数が増えることで、利用者の拡大が見込まれる。
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	
		認知症予防及び認知症高齢者に対する正しい理解についての普及啓発を図る。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	低栄養予防教室・講演会	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	崎野 美和	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所介護予防事業費（01-02-01） 介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 18年度	根拠法令等	介護保険法 地域保健法、健康増進法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	高齢者の低栄養の改善が老化の進行を遅らせ、介護予防に効果があることを理解し、自らの食生活を見直し、実践できるようにする。				
対象者等	【低栄養予防教室】 生活機能評価で特定高齢者と選定された方と一般高齢者 【低栄養予防講演会・依頼による栄養教室】 一般高齢者・介護サービス事業従事者等				
内容	<p>【はつらつ栄養講座】 栄養士及び歯科衛生士を講師とし、地域包括支援センターの協力を得て2日制の教室を実施する。会場は地域包括支援センターが設置されている高齢者通所サービスセンター等を会場として実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講義 「高齢者のための食生活」 食事を楽しくしっかりとりましょう 2 グループ演習 「実際にやってみましょう」 市販弁当の栄養バランス調べ 3 簡単料理の実演と試食 4 口腔保健の実際（歯みがき・義歯の手入れ・咀嚼力判定・嚥下体操など） 5 実績 10回 実人数 155人、延人数235人 <p>【低栄養予防講演会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の食生活講演会「食べることを大切にしましょう」 2 講師 神奈川県立保健福祉大学栄養学科 杉山みち子 3 日時・会場・参加者数 平成20年8月21日 サンパール荒川 91人 <p>【依頼による栄養教室】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高年者クラブ・老人保健福祉センター・介護サービス事業所などからの依頼により実施している。 2 実績 20年度 8回 206人 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般に栄養改善はメタボリック症候群の予防が注目を集めているが、高齢者は低栄養を予防する食生活が重要である。18年度から健康推進課の栄養士の協力を得て教室を開始した。 2 高齢者が参加しやすいように、教室の名称を19年度からは教室の名称を「はつらつ栄養講座」に変更した。 3 高齢者を対象とする栄養改善は、食生活の改善だけでなく、適切な口腔ケアが大切であり、歯科衛生士による口腔保健教室を合わせて実施している。 				
必要性	高齢期では食事の量が少なくなったり、偏食傾向が続くことにより、低栄養状態に陥る危険性が高くなる。低栄養状態になると身体機能の低下が進み、要介護状態になりやすい。これを予防するために、早期に低栄養のリスクを発見し、低栄養予防の理解と食生活の改善を図る必要がある。				
実施方法	1直営（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 管理栄養士と雇い上げ栄養士により、出張方式で実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	471	632	3,353	3,206	
決算額（21年度は見込み）				471	320	3,087	3,206	
人件費				769	744	1,035		
【事務分担量】（%）				9	25	35		
合計（+）	0	0	0	1,240	1,064	4,122	3,206	
国（特定財源）					80	798	801	
都（特定財源）					40	399	400	
その他（特定財源）				471	200	1,890	2,005	
一般財源	0	0	0	769	744	1,035	0	
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
実績の推移								
低栄養予防教室(回数)				10	10	10	10	
低栄養予防教室(参加人数)				180	221	235	250	
低栄養予防講演会(回数)				-	1	1	1	
低栄養予防講演会(参加人数)				-	50	91	100	
依頼による栄養教室(回数)				-	-	8	8	
依頼による栄養教室(参加人数)				-	-	206	210	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			栄養士非常勤報酬	2,434	栄養士非常勤報酬	2,452
	共済費			栄養士非常勤共済費	295	栄養士非常勤共済費	326
	教室報償費	教室栄養士謝礼	218	教室栄養士謝礼	174	教室栄養士謝礼	218
	教室需用費	教室消耗品	92	教室消耗品	158	教室消耗品	137
	教室旅費			非常勤旅費	4	非常勤旅費	15
	講演会報償費	講演会報償費	0	講演会報償費	4	講演会報償費	39
	講演会需用費	講演会消耗品	6	講演会消耗品	11	講演会消耗品	14
	講演会使用料	講演会会場使用料		講演会会場使用料	7	講演会会場使用料	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	【低栄養予防教室】参加人数	180	183	235	230	230	
	【低栄養予防講演会】参加人数	-	50	91	100	100	
	依頼による低栄養予防教室 (回数)	-	-	8	8	8	
	依頼による低栄養予防教室 (参加人数)	-	-	206	210	210	

問題点・課題 (指標分析)	1 地域包括支援センターが行なう特定高齢者把握事業と連携を図り、栄養改善の必要な高齢者に参加を すすめる、介護予防のシステム化を図る必要がある。
	2 低栄養を改善するには、知識を習得するだけでなく、自分の食生活を見直し、体験学習を取り入れ、内 容の充実を図る必要がある。
他区の実 況	(実施 22 区 未実施 なし 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターが行う特定高齢者把握事業と連携を図り、低栄養予防講演会教室の周知と参加を促すとともに、内容の充実を図る。	低栄養のリスクのある高齢者に参加を促し、より効果的な介護予防事業とする
高齢者団体等を対象に、低栄養をテーマにしたとして教室を実施できるよう、普及啓発に努める。	当課が企画する講演会や教室に参加できない対象層にも低栄養についての理解を深める機会となり、より多くの参加者が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	高齢者が生き生きと生活していくために、低栄養のリスクを早期に発見し食生活の改善を図る必要がある。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	健康推進リーダー育成	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	三和田 富美	内線	2672
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	地域介護予防活動支援事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 14 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	区民の中から、ふれあい健康教室、ころばん体操、せらばん体操、おたっしやランチを推進するリーダーを育成することにより、介護予防事業を地域に広く展開する。				
対象者等	介護予防事業に関心があり、健康推進リーダーとして活動する意欲をもった方				
内容	<p>1 各事業ごとにリーダーの養成講座を開催している。</p> <p>(1) 荒川ころばん・せらばん体操：年1回、10日制の養成講座を首都大学東京と共催で実施 各体操の講義・実技、教室の運営について、認知症予防・口腔保健・介護予防全般、リーダーの役割等について</p> <p>(2) ふれあい健康教室・おたっしやランチ：年1回、3日制の養成講座を実施 介護予防事業のねらいと内容、リーダーの役割、各体操の講義・実技等について</p> <p>2 ころばん・せらばん体操リーダー養成は首都大学東京健康福祉学部の協力を得て実施している。</p> <p>3 リーダー支援として、年間を通して、体操やレクについてのフォロー講座やリーダー同士の情報交換を中心とした連絡会を実施し情報提供・参加者との関わり方等の学習の場としている。</p> <p>(1) 荒川ころばん・せらばん体操：活動中のリーダーを対象に約2か月に1回連絡会を実施。また、その中で人間関係や体操の方法などのフォロー講座も開催している。また、他自治体との交流会を実施することで、リーダーの役割を理解し、普及啓発の原動力につなげる。</p> <p>(2) ふれあい健康教室：2ヶ月に1回連絡会を実施。各会場のレクや参加者の状況などを報告。</p> <p>(3) おたっしやランチ：年3回～4回実施。体操やレクなどの講習や情報交換を実施。</p>				
経過	<p>14年度 ふれあい健康リーダーと認知症予防活動リーダー養成講座を開始した。</p> <p>15年度 ころばん体操を広く区民に普及させることを目的に荒川ころばん体操推進リーダーを育成</p> <p>16年度 せらばん体操リーダーを育成</p> <p>17年度 おたっしやランチ開始に伴い、おたっしやランチリーダー育成</p> <p>19年度 荒川ころばん体操の積極的な普及啓発を行うことを目的にころばん体操キャラバン隊を結成</p>				
必要性	介護予防事業を広く展開するうえで健康推進リーダーの育成は必要不可欠なものとなっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 養成講座と連絡会などを各事業ごとに開催し、必要に応じて合同の研修会を企画する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額		645	777	835	1,271	985	1,008	
決算額(21年度は見込み)	411	225	456	502	599	587	1,008	
人件費			7,154	5,293	7,173	6,587		
【事務分担量】(%)			83	98	135	92		
合計(+)	411	225	7,610	5,795	7,772	7,174	1,008	
国(特定財源)					144	146	252	
都(特定財源)					72	73	126	
その他(特定財源)					361	368	630	
一般財源	411	225	7,610	5,795	7,195	6,587	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	養成講座修了者数	102	51	61	128	42	42	40
	連絡会参加者数(延べ)	550	258	460	782	1,053	852	1,100
	リーダー活動者数(延べ)	107	170	180	210	230	225	230

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報償費	リーダー講座謝礼	523	リーダー養成講座等謝礼	349	リーダー養成講座等謝礼	493
	食料費	リーダー交流会食料費	22	リーダー交流会食料費	8	リーダー交流会食料費	30
	一般需用費	消耗品	0	講座消耗品	102	講座消耗品	295
				講座テキスト印刷製本	84	講座テキスト印刷製本	84
	役務費	ボランティア保険	50	推進リーダー傷害保険	40	推進リーダー傷害保険	60
	使用料及び賃借料	会場使用料	4	会場使用料	4	会場使用料	46

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	養成講座修了者数	128	42	42	40	45	20年度内訳 ころばん・せらばん17名 ふれあい・ランチ25名
	リーダー活動者数	210	177	225	230	235	20年度内訳 ころばん・せらばん160名 ふれあい116名・ランチ49名

(問題点・課題)	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動しているリーダーのモチベーションを維持し、資質の向上を図るために、フォローアップ研修やリーダー交流会にも創意工夫が重要である。 2 男性の参加が少なく、男性の参加を促す工夫を検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 7 区 未実施 15 区 ）</p> <p>千代田区、港区、文京区、品川区、板橋区、練馬区、足立区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
リーダーの高齢化への対応を検討する。	新たなリーダーの確保ができる。
リーダー組織としての体制整備を図る。	情報の伝達や共有化がスムーズにできる リーダー間の円滑な人間関係を構築できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護予防事業を広く展開していくうえで必要性が高い。

(状況)	<p>19年度三定 高齢者対策について 介護保険制度・地域支援事業を活用した介護支援ボランティア制度の実施</p> <p>21年度一定 同上</p>
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	理学療法士訪問指導		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	森 裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	訪問型介護予防事業費(01-03-01)					
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、健康増進法	
終期設定	有 無		年度	法令等		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護予防の推進[02-02]				
目的	理学療法士が家庭を訪問し、リハビリ指導や福祉用具や住宅改修等についての助言を行うことによって、療養環境等の整備と家族介護力の育成、虚弱高齢者の介護予防と健康の保持増進を図る。					
対象者等	区内在住の65歳以上の者およびその家族、介護関係者を対象に実施。ただし、難病などに罹患している方は65歳未満も対象とする。					
内容	リハビリを必要とする患者およびその家族、介護関係者（訪問看護師・ケアマネージャー・地域包括支援センターなど）から相談を受けて、理学療法士1名と、保健師等が家庭訪問により、リハビリ指導、福祉用具や住宅改修について個別に助言を行う。					
経過	平成12年度から高齢者の健康教室について、保健所より高齢者保健福祉課に事務移管された。					
必要性	<ol style="list-style-type: none"> 介護予防について集団を対象に広く普及・啓発するとともに、個別での身体動作機能評価や介護方法等、在宅介護や介護予防に関する理学療法士の専門的な指導・助言が必要である。 理学療法士の訪問指導に関して相談者の評価・満足度が高く、地域包括支援センターやケアマネージャー等からの相談が増えているため、平成21年度から回数を月1回増やし、月5回とする。 					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					
	訪問により実施する					

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額		797	797	797	797	797	996
	決算額（21年度は見込み）		797	797	797	797	797	996
	人件費			1,465	2,169	1,025	800	
	【事務分担量】（%）			17	29	12	13	
	合計（+）	0	797	2,262	2,966	1,822	1,597	996
	国（特定財源）					200	199	249
	都（特定財源）					98	100	124
	その他（特定財源）					499	498	623
	一般財源	0	797	2,262	2,966	1,025	0	0
	実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	実施日数		48	48	48	48	48	60
	個別指導人数		68	79	89	93	95	120
	集団指導人数		212	36	0	6	-	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	理学療法士雇上げ	797	理学療法士雇上げ	797	理学療法士雇上げ	996

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
指	指導件数(個別)	89	93	95	120	120	
標	指導人数(集団)	0	6	-	-	-	

（問題点・課題 指標分析）	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防を目的とした理学療法士の指導は今後益々必要となることが予想される。 2 地域包括支援センターが実施する介護予防プランでの活用も増えてきている。 3 介護保険法の改正により、予防が重視され、ニーズは増大している。 4 在宅で療養生活を送る高齢者が増えており、理学療法士によるリハビリ指導へのニーズが高くなっている。
他区の実 施状況	（実施 10 区 未実施 12 区） 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、目黒区、大田区、杉並区、板橋区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターやケアマネジャーに本事業の活用を促す	個別の介護予防プランに反映でき、効果的な働きかけができる。また、理学療法士が配置されていない事業所への技術支援を図ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	認知症キャラバン・メイト	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	柏 陽子	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	18 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する。				
対象者等	区内在住・在勤の方				
内容	<p>1 認知症キャラバン・メイト養成講座（受講時間は1日6時間）</p> <p>(1)キャラバン・メイトは行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、民生児童委員、医師、看護師、家族会会員、認知症介護実践リーダー研修受講者などの研修受講資格を持ち認知症キャラバン・メイト養成講座を受講した方が全国キャラバン・メイト連絡会事務局に名簿登録され活動できる。</p> <p>(2)キャラバン・メイトはより多くの方々に認知症についての知識を伝える講師役となり、認知症サポーターを養成する。</p> <p>(3)研修の内容：「認知症を知り地域をつくる10か年」について、「認知症サポーター100万人キャラバン」に取り組む社会的背景、サポーターに伝えたいこと、講座の運営方法など</p> <p>2 認知症キャラバン・メイト連絡会</p> <p>区や地域包括支援センター、民生委員、およびサポーター養成講座で活動しているキャラバン・メイトの連絡会を実施し、認知症サポーターの育成や関係機関とのネットワーク構築について検討する。</p> <p>3 認知症サポーター養成講座（受講時間は1時間～1時間30分）</p> <p>(1)認知症サポーターは認知症高齢者や家族を理解し、自分のできる範囲で支援する役割を持つ。</p> <p>(2)講座の内容</p> <p> キャンペーンビデオの映写20分</p> <p> 認知症の理解</p> <p> 認知症サポーターができること</p> <p> 認知症に関する区の事業や相談連絡先について</p> <p>(3)実施計画書・実施報告書を毎月全国キャラバン・メイト連絡会事務局に報告する。</p>				
経過	<p>1 18年度にキャラバン・メイト養成講座を実施し、19年度からサポーター養成講座を行っている。</p> <p>2 19年度に自主グループである認知症サポーター劇団「あら笑座」を結成。演劇を通して普及啓発活動を行っている。</p>				
必要性	高齢化の進展とともに、今後認知症高齢者が増加すると推定される。そのため、認知症本人や家族を理解し、認知症になっても安心して地域で過ごせるような地域づくりが求められている。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1 地域団体や職域団体・学校等を対象に認知症キャラバン・メイトを派遣し、サポーター養成講座を実施する</p> <p>2 認知症キャラバン・メイトを育成し、メイトはサポーター養成講座の講師役となる。また、メイトを中心に関係機関や組織・団体等に働きかけ、地域のネットワーク化を推進する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	-	1,987	2,760	
決算額（21年度は見込み）						1,697	2,760	
人件費					683	3,812		
【事務分担量】（%）					8	45		
合計（+）	0	0	0	0	683	5,509	2,760	
国（特定財源）						679	1,117	
都（特定財源）						339	558	
その他（特定財源）						679	1,085	
一般財源	0	0	0	0	683	3,812	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	サポーター養成講座実施回数					15	27	25
	サポーター登録者数					403	1,552	1,500
	キャラバン・メイト養成講座実施回数			1			1	1
	キャラバン・メイト養成講座参加者数							

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金			保健師雇上げ	1,285	保健師雇上げ	1,373
	報償費			養成講座等講師謝礼	287	養成講座等講師謝礼	854
	一般需用費			養成講座消耗品	57	養成講座消耗品	158
	使用料及び賃借料			ｶｰﾀﾞ登録証印刷製本	49	ｶｰﾀﾞ登録証印刷製本	57
	役務費			養成講座会場使用料	19	養成講座会場使用料	17
	備品協入費					送料	8
						備品購入費	292

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	キャラバン・メイト登録者数	48	55	60	70	70	20年度の登録数
	サポーター養成講座回数 (サポーター養成講座受講者数)	-	15 (403)	27 (1,552)	25 (1,500)	25 (1,500)	
	キャラバン・メイト連絡会回数	-	4	8	5	5	

(問題点・課題) 指標分析)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢化が進むことに伴い、認知症高齢者も増加することが予想される。さらに、認知症について普及・啓発を図ることが重要である。 2 「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のためには、サポーター養成講座を計画的に積極的に実施していくことが必要であり、その実施体制の充実が課題である。また、地域のネットワークづくりを目指して、キャラバン・メイト連絡会やフォローアップ講座等も実施していく必要性がある。 3 サポーターが具体的に何が出来るか考えられるよう、他の地域での取り組みの紹介や具体的な活動の場の提供について検討する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
活動できる認知症キャラバン・メイトを養成する。	サポーター養成講座の拡大・充実を図ることができる。
認知症サポーター養成講座を区職員をはじめ、職能団体・地域団体・学校等を対象に計画的に積極的に実施していく。	サポーター養成講座を計画的に実施することにより、地域ネットワークの基盤をつくることことができる。
認知症キャラバン・メイトの情報共有や成果発表の場を確保し、サポーターの活動について検討する。	キャラバン・メイトの力量形成を図り、地域のネットワークづくりができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援していく地域づくりに貢献できる。 2 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が急増することが予想されることから、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを進める。

(議会議決) 要旨)	平成18年二定 区民との協働で「認知症を知るキャンペーン」の積極的推進について
---------------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	医療福祉相談事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	柏原 優子	内線	2662	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	家族介護支援事業費(01-02-02)						
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	56	年度	根拠		
終期設定	有	無	年度	法令等	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、荒川区訪問看護指導事業実施要綱		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔 〕					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護予防の推進[02-02]					
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。						
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の入退院に関する相談 2 医療保健福祉制度利用に関する相談 3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成 4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と各関係機関による連携強化のためのネットワークの形成 平成21年5月29日(金)医療連携会議を実施 テーマ「高齢者の退院に向けた支援と連携について」 参加者：65名 (医療機関26か所33名、地域包括支援センター5か所14名、区職員18名) 5 訪問看護指導事業に関する事務 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和56年度に訪問看護指導事業の開始時に、非常勤医療福祉相談員が1名配置された。 2 平成10年度から、訪問看護指導事業が保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管された際に、医療福祉相談事業も移管となった。 3 平成21年度には相談業務の充実と各関係機関によるネットワークの構築をめざして、非常勤の医療福祉相談員を1名増員し、2名体制とした。 4 平成20年度までは医療福祉相談は訪問指導事業に含めていたが、21年度からは、新たに事業として独立させた。 						
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められてきており、入院・退院・転院に関する相談が増えている。そのため、近接する医療機関との情報交換を行い、関係機関との顔の見えるネットワークを構築するため、医療連携会議を実施することは重要である。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額							5,728	
決算額(21年度は見込み)							5,728	
人件費								
【事務分担量】(%)								
合計(+)	0	0	0	0	0	0	5,728	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)							5,728	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	医療福祉相談件数	530	433	438	371	307	317	500

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬					非常勤医療福祉相談員	4,944
	共済費					健康保険・厚生年金	680
	旅費					特別旅費	20
	需用費					消耗品	34
	負担金					負担金	36
	需用費					食糧費	14

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	相談件数	371	307	261	500	600	
	訪問件数						
	連携会議等の開催（回数）			2	4	4	20年度実績は医療連携会議1回、訪問看護ステーションとの連絡会1回

（問題点・課題）	（指標分析）	<p>入退院できる医療機関に関する相談が多く寄せられる。医療福祉相談員は相談者のニーズと病状等を勘案して、医療機関の情報を紹介している。しかしながら、制度改正に伴い、医療機関の状況はめまぐるしく変動しており、情報の収集とネットワークづくりが課題である。</p>
他区の実況		（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
医療福祉相談員を1名増員し、2名体制にする。	窓口での相談の他に、訪問や地域団体からの依頼による講習会にも対応できる。
医療連携会議を開催する	医療機関・地域包括支援センター・高齢者福祉課等との「顔の見えるネットワーク」が実現できることにより、相互の役割や機能を共有でき、高齢者の在宅支援の充実が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
——	重点的に推進	日常区民から寄せられる医療相談に的確に答えるため、区内・近隣の医療機関、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化することは必要である。

況議	（要質問）	<p>平成20年決特 医療機関の紹介窓口設置について</p>
----	-------	-------------------------------------